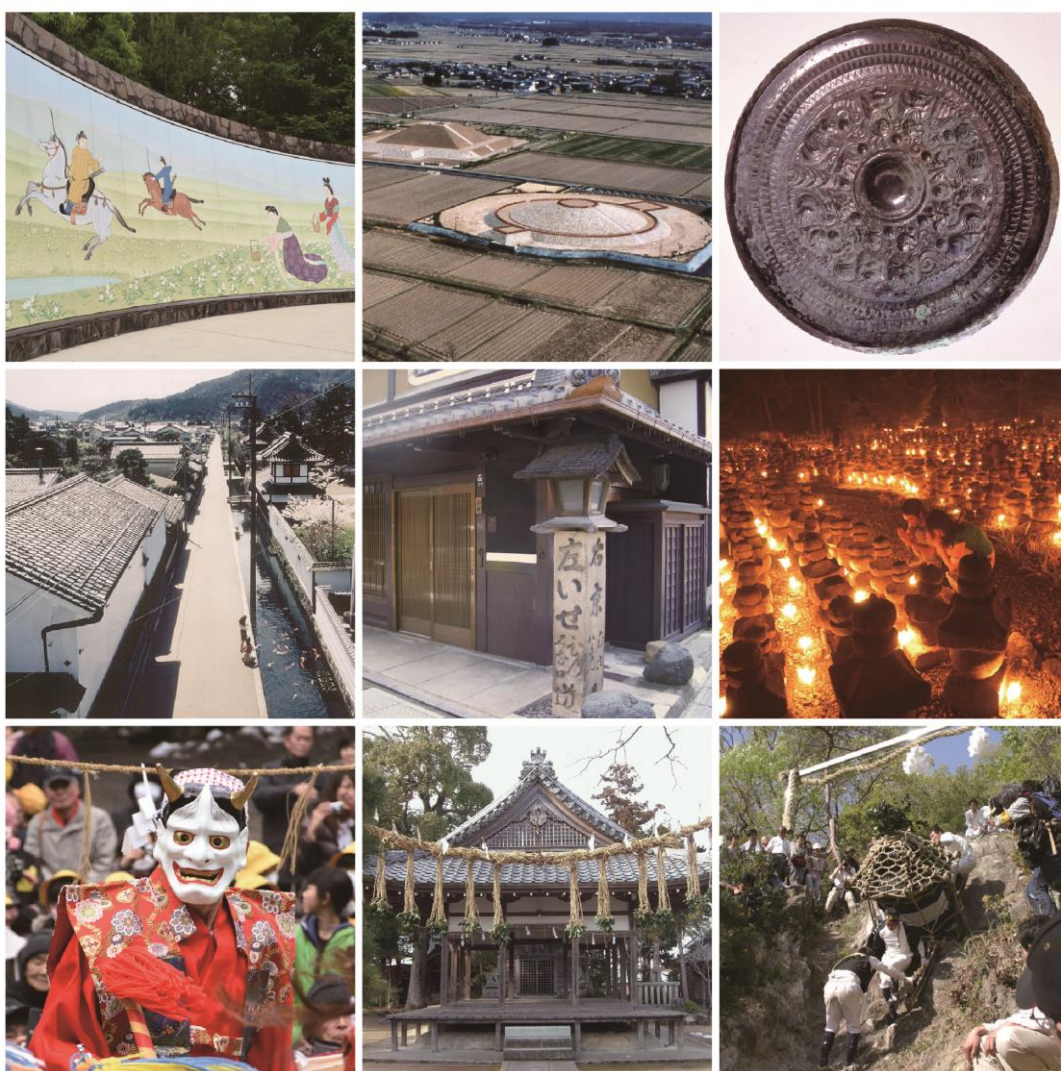


# 東近江市歴史文化基本構想

## 《概要版》

鈴鹿の山から琵琶湖まで  
～交わりはぐくむ歴史と文化～



平成29年(2017年)3月  
滋賀県東近江市

写真

蒲生野遊獵図の レリーフ	木村古墳群	雪野山古墳 三角縁神獸鏡
五個荘金堂の まちなみ	御代参街道の 道標	引接寺の 万灯供養
押立神社 ドケ祭り	山部神社の 勸請吊り	伊庭の坂下し

## 1 歴史文化基本構想策定の背景

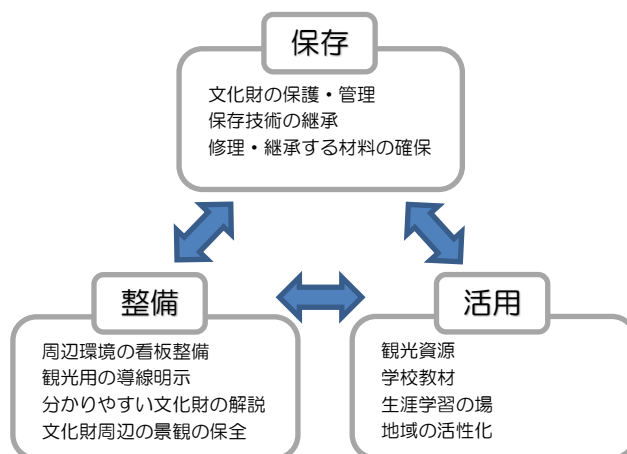
東近江市は鈴鹿山脈から琵琶湖に至る地理的、歴史的多様性に富む市域を有しており、様々な時代や種類の文化財が存在しています。

しかし、文化財を取り巻く環境は、都市化による生活様式の変化や、過疎化、少子高齢化による伝統行事の継承の難しさなど、社会構造や価値観の変化により次世代に文化財を伝えていくことが困難になっています。また、文化財を周辺環境と一体なものとして評価することや文化財維持のための技術継承、人材育成など包括的な視点も望まれています。そうしたなか、地域の文化財を「面」的に捉えて整備・活用する方策が求められています。

## 2 策定の目的

文化財の存在や価値を多くの市民に知ってもらうことで、文化財の保存・活用・整備の相互作用を活性化し、行政と市民の協働による文化財の継承を目的とします。

そのためには、文化財を総合的に把握し、指定・未指定を含めた文化財群の再評価を行います。その上で文化財の維持・継承に努めるとともに、価値を損なわずに活用の方針を立て、市民が積極的に関わられるような仕組みと体制づくりが必要です。



## 3 期待される効果

### 1 文化財の掘り起こしと保護

○文化財を総合的に捉え、新たな視点から文化財の価値を顕在化させることができます。

○地域に埋もれている文化財を見つけ出し、保存・活用することができます。

### 2 地域主体による文化財の保存・活用

○歴史や文化財への関心を深め、地域への愛着と誇りを醸成することができます。

### 3 文化財を活用することによる地域の活性化

○地域の特色ある文化振興が促進され、地域の魅力増進や活性化に寄与することができます。

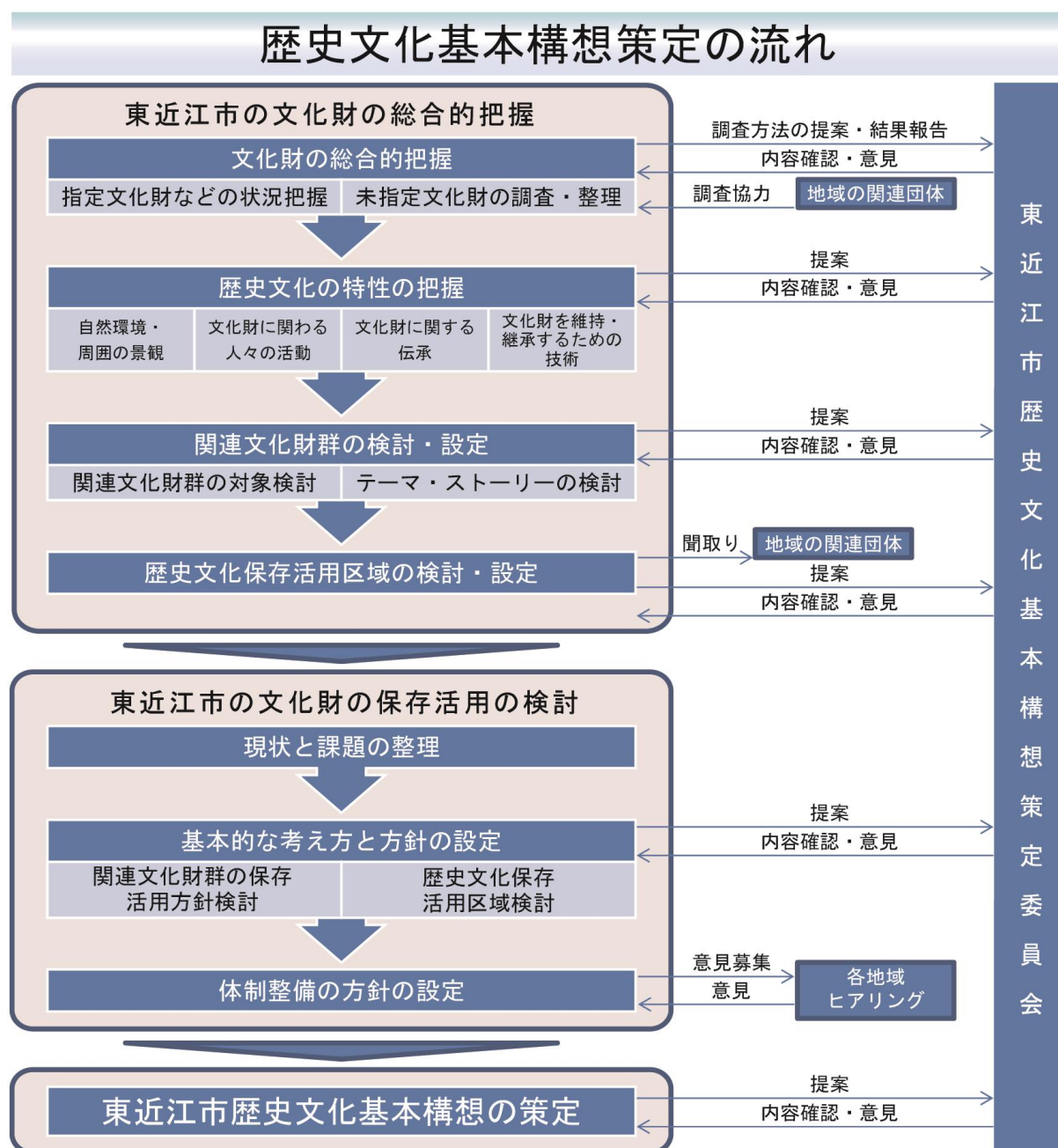
### 4 行政分野を越えた連携

○都市計画や観光・防災といった他の行政分野と連携することによる総合的、多角的な保存・活用効果が期待できます。

## 4 策定の流れ

これまでの文化財調査や市史編さん資料を基に「東近江市歴史文化基本構想策定用データベース」を作成し、市域の歴史文化の特性把握を行いました。

本構想の内容について、学識者・地元関係者・行政関係者で構成する「東近江市歴史文化基本構想策定委員会」で検討を行いました。また、歴史文化に関する意向調査のため、まちづくり協議会や市民団体にヒアリングを行い、その結果を反映しました。



歴史文化基本構想策定の流れ

## 5 文化財の保存と活用の方針

文化財の保存と活用は互いに密接な関わりを持っており、文化財を積極的に活用することによってその価値が広く認知され、より一層の文化財保存の機運を高めることが期待できます。

その一方、これまでの文化財の保存・活用のあり方や地域団体などへの聞き取りにより、次のような課題が挙げられました。その解決のため、3つの基本方針を設定します。

### 課題

- 全市均一的な文化財調査が実施できていない
- 既存文化財への継続的な整備・保存が図られていない
- 文化財所有者の負担が大きい
- 文化財継承者の養成ができていない
- 文化財保護に対するまちぐるみの意識が希薄
- 地区を越えた歴史文化に関する取組が少ない
- 歴史文化への関心喚起ができていない

### 基本方針1 文化財の周辺環境を含めた一体的な保存活用

- 地域住民、地域団体と連携した文化財の活用

### 基本方針2 文化財を継承するための支援制度の確立

#### 《人的な継承支援》

- 子どもや若者の地域行事に関わる機会の増加促進
- 生涯学習の場を利用した活動の担い手の育成

#### 《技術的な継承支援》

- 文化財関連技術や伝統行事の記録保存
- 文化財継承に必要な材料の確保

### 基本方針3 テーマに基づく広域的な文化財の保存活用

- テーマに基づいた関連文化財群の分かりやすい提示

## 6 関連文化財群

有形・無形、指定・未指定に関わらず、様々な文化財を歴史的、地理的関連性に基づき一定のまとまりとして、「関連文化財群」を設定します。

関連文化財群は東近江市の歴史文化を特徴づけるテーマとして設定することで、その魅力や価値を分かりやすく伝え、新たな価値を見出し、文化財の総合的な保存・活用を目指すものです。

### 関連文化財群のテーマ

No	テーマ	テーマ概要	
1	古代の東近江と聖徳太子伝承	市域には数多くの古墳が残されています。なかには渡来系の構造を持つ古墳もあり、古くから大陸の影響を受け入れてきました。また、聖徳太子の伝承を持つ寺社が多く、天台寺院や渡来人との関わりがうかがえます。	
2	蒲生野と天智朝の万葉文化	蒲生野には、宮井廃寺や綺田廃寺など渡来系氏族の影響がうかがえる史跡のほか、額田王が薬獵で歌を詠んだとされる船岡山、山部赤人にまつわる赤人寺や山部神社など、万葉文化に関わる文化財が数多く残されています。	
3	佐々木六角氏・観音寺城と今堀惣村文書の中世文化	東近江市は、近江守護佐々木六角氏の居城「観音寺城」をはじめ、家臣の城館跡が数多く残る地域です。また、この地域は惣村が非常に発達した地域であり、郷祭りや宮座行事などの民俗行事が伝えられています。	
4	惟喬親王伝承と山の文化	東近江市には、惟喬親王にまつわる寺社や伝承が数多く残されています。大皇器地祖神社や筒井神社では惟喬親王を祭神として祀り、親王が考案したとされる轆轤による木地師の伝統が継承されています。	
5	愛知川扇状地と水辺の文化	愛知川の扇状地には井堰や溜池が造られ、水利に乏しい土地での水田耕作が古くから行われてきました。また、湖岸沿いの村々では集落内に水路が張り巡らされ、田舟やカワトなど、水辺の文化が今も残されています。	
6	陸軍八日市飛行場と近代化遺産	八日市には陸軍の飛行場や関連施設が数多く造られ、戦争末期には飛行機を隠すための掩体が造られました。また、飛行場に物資を運んだ湖南鉄道の駅舎や役場など、近代化を支えた建造物も多く残ります。	
7	近江商人と流通の文化	東近江市は、中山道、八風街道、千種街道、御代参街道が交錯する交通の要所であり、地の利を生かした商業活動が古くから発達しました。五個荘地区をはじめ、市内には各地に近江商人の痕跡が残されています。	

## 7 歴史文化保存活用区域

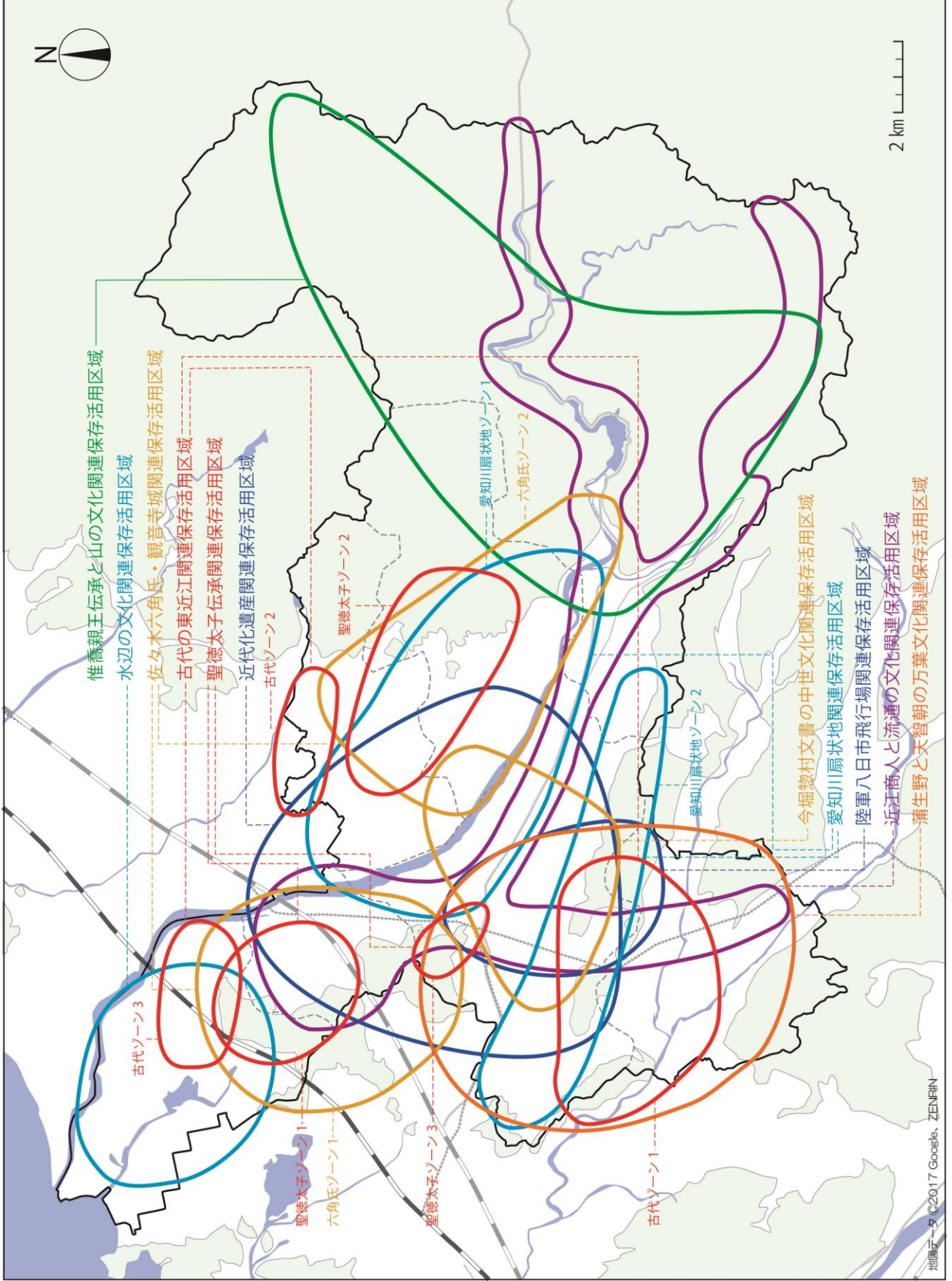
歴史文化保存活用区域とは、関連文化財群を核として文化的な空間を創出するための範囲として定めるものです。保存活用区域を定めることによって、地域の特性を表した関連文化財群の総合的な保存・活用が可能となり、文化財を活用したまちづくりや地域の活性化を実現することができます。また、保存活用区域は、関連文化財群の保存・活用だけでなく、その区域の景観保全や観光振興、地域振興などの様々な施策にも取り組んでいくものです。

### 保存活用区域の設定方針

- (1) 関連文化財群の分布密度と歴史的特性を考慮し、本市の歴史を重層的に理解できる区域とする。
- (2) 本市の景観保全、観光振興、地域振興などと整合を図り、まちづくりに生かせるものとする。
- (3) 行政区域に捉われず、一定の地理的範囲のまとまりとする。
- (4) 市域のバランスを考慮し、明確な区分線を設けないゾーンのな設定とする。
- (5) 歴史文化の特性を最も表現していると考えられるものを中核的文化財とする。
- (6) 活動拠点となり得る施設を設定する。

### 歴史文化基本活用区域の構成

No	関連文化財群	歴史文化保存活用区域	ゾーン	中核となる文化財	中核となる施設
1	古代の東近江と聖徳太子伝承	古代の東近江関連保存活用区域	古代ゾーン1	雪野山古墳	埋蔵文化財センター
			古代ゾーン2	湖東地域の群集墳	
			古代ゾーン3	神郷亀塚古墳	
		聖徳太子関連保存活用区域	聖徳太子ゾーン1	石馬寺本堂	
			聖徳太子ゾーン2	百済寺本堂	
			聖徳太子ゾーン3	瓦屋寺本堂	
2	蒲生野と天智朝の万葉文化	蒲生野と天智朝の万葉文化関連保存活用区域	—	船岡山	歴史文化振興課
3	佐々木六角氏・観音寺城と今堀惣村文書の中世文化	佐々木六角氏・観音寺城関連保存活用区域	六角氏ゾーン1	観音寺城跡	近江商人博物館
		六角氏ゾーン2	永源寺文書		
		今堀惣村文書の中世文化関連保存活用区域	—	今堀日吉神社文書	
4	惟喬親王伝承と山の文化	惟喬親王伝承と山の文化関連保存活用区域	—	君ヶ畑木地皇太子御帳 蛭谷木地皇太子御帳	歴史文化振興課
5	愛知川扇状地と水辺の文化	愛知川扇状地関連保存活用区域	愛知川扇状地ゾーン1	金貝遺跡	歴史文化振興課
		愛知川扇状地ゾーン2	布施溜（大溜池）		
		水辺の文化関連保存活用区域	—	伊庭の文化的景観	能登川博物館
6	陸軍八日市飛行場と近代化遺産	陸軍八日市飛行場関連保存活用区域	—	布引丘陵の掩体群	歴史文化振興課
		近代化遺産関連保存活用区域	—	近江鉄道新八日市駅舎	
7	近江商人と流通の文化	近江商人と流通の文化関連保存活用区域	—	五個荘金堂伝統的建造物群保存地区	近江商人博物館



歴史文化保存活用区域 東近江市全体のイメージ



## 8 実現に向けた体制整備

歴史文化基本構想を実践するためには、「いつ」「誰が」「どのように」実行するのかといった内容を、新たに「保存活用(管理)計画」に定める必要があります。

以下に、「保存活用(管理)計画」に定めるべき体制整備についての考え方を示します。

### (1) 実現に向けた中心的役割

地域住民が主体的に関われる体制・仕組みづくりを目標としています。そのため、関係機関との連絡調整、地域住民への情報発信や相談受付などのマネジメントを教育委員会が担います。

### (2) 地域住民と市民活動団体、教育機関、企業などの協働体制

文化財の継承には、地域住民と市民活動団体、教育機関、企業などと連携を取り、協働しあえる体制づくりを進めます。

### (3) 文化財の継承を支援するための体制

学校教育や講習会などによる知識・技術の普及や文化財継承者の育成の場を創出するとともに、専門家の紹介や派遣制度の構築を図ります。

### (4) 県及び周辺市町との連携

市町にまたがって存在する文化財の保存・活用は、周辺市町と協力しながら取り組んでいきます。

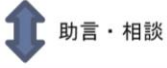
### (5) 活用に向けた情報の周知と公開

関連文化財群のテーマ内容や文化財の情報を発信するため、博物館での展示や各種講座の開催、ホームページなどによる周知活動を行います。また、散策ルートの設定・整備や、「観光ボランティア」や「地域学芸員」の登録制度を整備し、市民参加による体制づくりを目指します。

**文化庁**

「文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進」し、「文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進」を図る。  
 それにより、「心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現」に貢献する。

我が国の文化政策（平成28年度）より

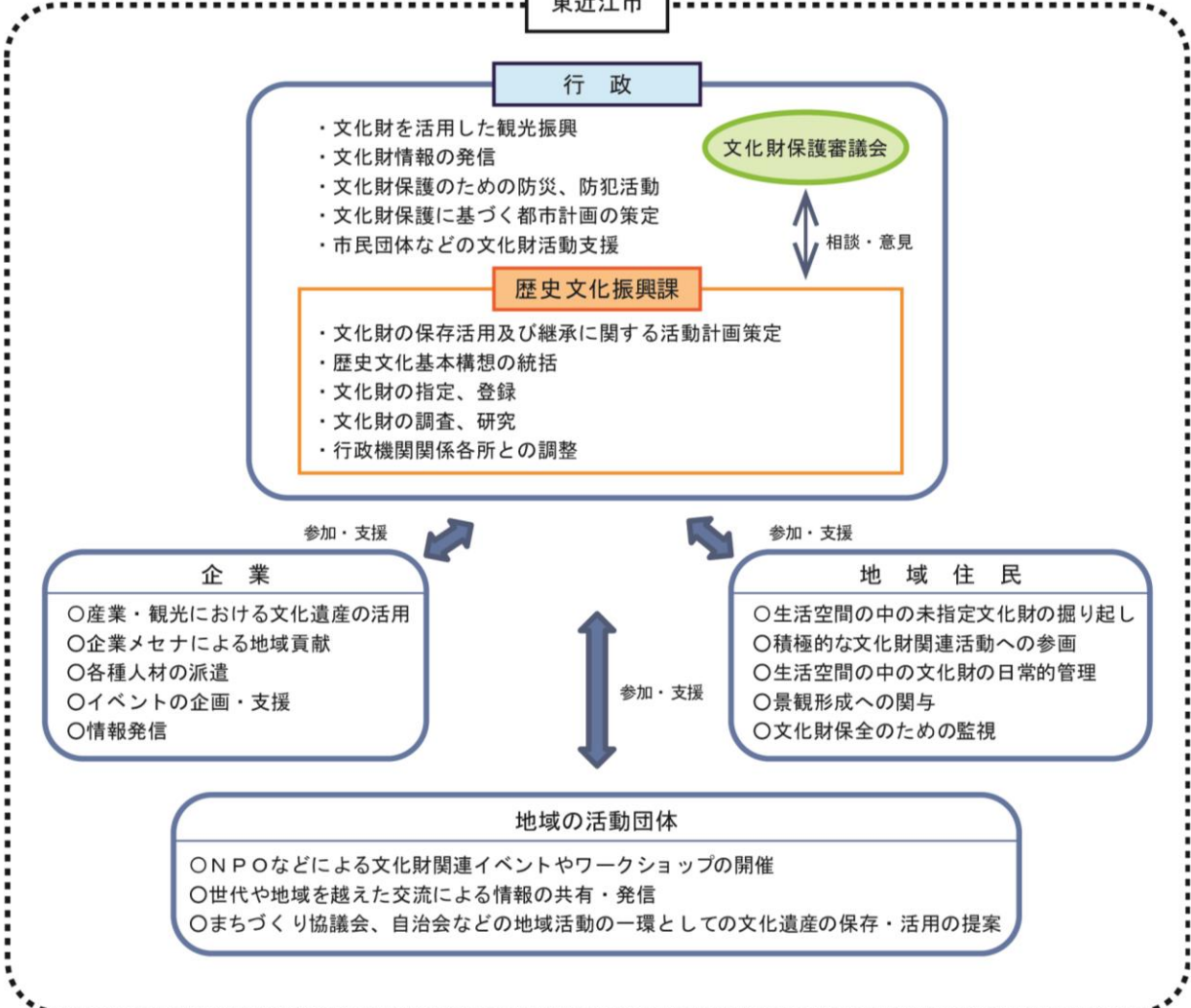


**滋賀県**

～滋賀の文化力を高め、発信することで地域が元気になっていく姿～

- ・ 滋賀ならではの文化を国内外に発信することによりブランド力を高め、滋賀が元気で創造的になっていく
- ・ 地域の交流が深まり、文化を大切にする気運が盛り上がる
- ・ 滋賀の豊かな伝統文化や生活文化、芸術文化などに実際に触れ、体験することにより、創造性豊かな子ども・若者が育まれている
- ・ 滋賀の伝統文化、生活文化、風景などに気づき、活かし、伝えるとともに、新たに想像される芸術文化などと合わせて文化力が高まる

滋賀県文化振興基本方針（第2次）より



保存活用の体制イメージ

## 9 実現に向けた取組

歴史文化基本構想では、東近江市の歴史的、地理的特徴を考え、市内全域にわたって分布する様々な種類の文化財を総合的に把握しました。そして、文化財の保存に関する現状や課題などを確認し、テーマを基にした関連文化財群として捉え、区域ごとの保存と活用を念頭に置きながら範囲設定しています。歴史文化基本構想の実現のための取組内容、取組を遂行する主体及び大まかな取組時期は以下のとおりです。

歴史文化基本構想実現に向けた取組概要

歴史文化基本構想 実現に向けての 課題	取組内容	取組主体				取組時期	
		地 域 住 民	民 間 団 体	行 政	研 究 機 関		
文化財の総合的把握	指定文化財	継続的な現況調査（文化財の状態、周辺の環境の変化の把握）	○	○	○	○	【短期計画】 ・地域住民への構想のPR ・行政側の総合的な窓口の設置 ・具体的方策検討
		運用管理の方策の明確化（管理上の問題提起、所有者・管理者の交代など）	○	○	○		
		文化財の一元管理の仕組み構築（情報のデータベース化、公開など）			○	○	
	未指定文化財	継続的な調査と情報収集の実施	○	○	○	○	【中期計画】 ・各取組の実施と進捗把握 ・定期的な関連各署とのミーティングと計画の修正
		状態把握のための各種調査（聞き取り、範囲確認など）、記録保存	○	○	○	○	
		新たな文化財の掘り起こし	○	○	○		
	重要な文化財の文化財指定			○	○	【長期計画】 ・計画の実施と進捗の把握 ・定期的な効果測定	
文化財の保存と活用	保存	多様な文化財の保存（関連計画との連携）	○		○		
		歴史的景観の環境保全（周辺の美観維持、建造物・屋外広告物の規制などの検討）	○		○		
	活用	文化・伝統を語るストーリーに基づく文化財群の選定	○	○	○	○	
		文化財の公開・周知	○	○	○		
		文化財教育の充実、発信力の強化		○	○	○	
		地域産業と一体の文化財の利活用	○	○	○		
体制と環境	体制	関連部署・機関との連携			○	○	
		文化財に関わる人材の育成	○	○	○	○	
	環境	歴史文化保存活用区域別の活動拠点の検討、施設整備	○	○	○		
		文化財の公開や説明を担う施設整備	○		○		



東近江市歴史文化基本構想《概要版》

---

発行：東近江市

発行年月：平成29年3月

編集：東近江市教育委員会歴史文化振興課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

TEL：0748-24-5677 FAX：0748-24-1375

---